

7川健障福第183号
令和7年4月28日

指定児童発達支援事業所 管理者 様

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課長

無償化対象児童に係る請求明細書の作成方法について（通知）

日頃から本市の障害児福祉施策に多大なる御尽力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

就学前障害児の発達支援無償化に係る認定手続きの簡素化対応として、無償化対象児童における受給者証に係る利用者負担額について改修が行われており、**これに伴い、本市におきましても、新規又は更新のタイミングにて、利用者負担額が表示されない受給者証を順次発行しております。**

本改正に対応する請求明細書の作成方法について、別添のとおり厚生労働省から示されております。

つきましては、**電子請求で作成する請求明細書において、「利用者負担上限月額①」に「0」を設定していただけるよう**、よろしく申し上げます。

なお、システムの仕様上、以下の警告（重度）が発生する可能性があります**が、本件において以下警告に対して請求を否決することはありません。**御認識の程よろしくお願ひいたします。

【システムの仕様上発生する警告】

「EG37 ▲資格:利用者負担上限月額が障害児支援受給者台帳の「利用者負担上限額情報・利用者負担上限月額」と一致していません」

※本件は、利用者負担額が表示されなくなったことにより、「電子請求で作成する請求明細書に入力すべき利用者負担額が分からない」というお問い合わせに対応して、入力方法を御案内するものです。無償化対象児童に対して「利用者負担上限月額①」を入力して請求した場合を、誤った請求としているわけではございません（既に請求している場合に過誤再請求は不要です）。

※新規又は更新が行われるまでは、受給者証には利用者負担額が表示されておりますが、その場合に利用者負担額①に表示されている利用者負担額を入力しても問題ありません。

障害福祉課給付担当

044-200-0873